

科学技術文献情報提供事業に係る
コンテンツ提供サービス事業
仕様書（案）

令和7年7月

国立研究開発法人科学技術振興機構

目次

1. 件名	1
2. 総則	1
3. 目的	1
4. 契約期間及び業務実施期間	1
5. 参加資格要件	3
6. 業務内容	4
7. 業務実施の条件	5
8. 報告	10
9. 納品物	10
10. 支払処理	10
11. 知的財産の帰属	10
12. 担当部署	10
13. その他	10
別紙1 JST が提供するデータ	
1. JST が提供する文献情報等のデータ	11
2. JST 作成の文献情報以外のデータ	13
3. JST が提供するデータについて遵守すべき法令等	15
4. 利用可能なデータの許諾例について	16
別紙2 業務実施上の基本的事項	
1. 体制・業務実施	17
2. 計画書・報告書	19
3. 情報セキュリティ	21
4. 財務会計管理	22
5. その他	23

1. 件名

科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業

2. 総則

本仕様書は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)が行う、科学技術文献情報提供事業におけるコンテンツ提供サービス事業(以下「本事業」という。)を民間事業者により実施する内容について定める。

3. 目的

JST が実施する科学技術文献情報提供事業では、研究開発活動の効率的実施を促し、科学技術の振興を図ることを目的として、日本国の内外から収集した科学技術文献の書誌・抄録・索引等の文献情報を登載するデータベースを整備し、インターネット等を活用して、研究者・技術者が利用しやすい形で提供している。これらは日本国内の全分野にわたる科学技術文献を網羅的かつ体系的に整備している唯一のデータベースであり、日本の科学技術の振興において必要不可欠な国家的財産である。昭和 32 年度から平成 23 年度までの間、JST が作成したデータを活用した業務(オンライン検索サービス、出版サービス、分析・可視化サービス等)を JST 自ら実施し、平成 24 年度からは JST が整備したデータベース等を用いて民間事業者がデータを活用したさまざまなサービスを提供することで、我が国の研究開発の共通基盤を構築・強化し、科学技術の振興やイノベーションの創出を図ってきた。

一方、近年のインターネットでの様々な検索サービスの台頭、オープンアクセス(論文の無料による閲覧)やオープンイノベーションの普及により、ユーザの検索方法が変化している。さらに、社会で活用されている ICT 技術の中でも、特にビッグデータ解析、自然言語処理や人工知能の技術進歩は、これまでの検索結果を示すサービスだけではなく、付加価値を持った検索や新しい分析・可視化サービスを実現している。

このような社会的状況に鑑み、JST が保有している科学技術文献の書誌・抄録・索引等のデータを用いた、研究開発の共通的情報基盤の構築・強化に資する現行サービスモデルを維持しつつ、これらにとらわれないコンテンツの価値を拡充するような新たな提供サービスが可能と考え、このようなサービスを実現・提供する民間事業者を公募する。

4. 契約期間及び事業実施期間

契約期間: 契約締結日～令和 14 年 3 月 31 日

事業実施期間: 令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

なお、サービス開始にあたって事業者は、原則として、下記の稼働開始期限までに本仕様書を踏まえ提案するサービスを安定的に稼働させ、サービスを利用する顧客(以下「顧客」という。)が円滑に利用することが出来るよう準備を行うものとする。

① 共通的情報基盤サービスの稼働開始期限:令和9年3月31日

現行のコンテンツサービスの主要サービスであり、60年以上蓄積された文献データを活用した我が国の研究開発の共通の基盤をいう(詳細は6.事業内容(1)を参照のこと)。顧客の移行等が必要な場合は、開始期限までに安定的に稼働できるよう現行事業者との引継ぎのための十分な準備期間を設けること。

② 発展型コンテンツ提供サービスの稼働開始期限:別途協議の上定めた日

発展型コンテンツ提供サービスは、応募者の提案に基づき本事業実施期間において、共通的情報基盤サービス以外の新たに開始されるサービスをいう。

共通的情報基盤サービスを元とした拡充として新たに開始されるサービスも同様の稼働開始期限とする。

これらのサービスの稼働開始期限は、契約交渉において協議の上定めるものとする。

5. 参加資格要件

本公募の応募者に求める資格要件は次に示す通りである。なお本公募手続きに従い契約を締結する事業者は、契約期間にわたって本要件を満たしている必要がある。

- (a) 民間の事業者であり、法律で定められた法人税、消費税を完納していること(特例猶予の場合は証明書類提出が可能なこと)。
- (b) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者及び第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。
- (c) 応募時においてインターネットを用いた日本語インターフェイスによるコンテンツ提供事業の実績を有していること、かつ、類似の情報システムの構築・運用の実績を有していること。
- (d) 本公募における優先交渉権者決定の日までの期間、機構から指名停止、取引停止、一般競争参加資格停止又は営業停止を受けている期間中に該当しない者であること。
- (e) 破産法、会社更生法、民事再生法又はこれらに類似する日本法又は日本国外法上の倒産法制に基づく、手続の開始の申立がなされていないこと。但し、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可決定(確定した者に限る。)を受けた者を除く。
- (f) 役員のうち、次に該当するものが所属していないこと。
 - ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は日本国外の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は日本国外の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ・ 禁錮以上の刑(これに相当する日本国外の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- (g) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)と現在も将来も一切の関係を有しないこと。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶することを約定できること。
- (h) 親会社が存在する場合、親会社が上記(e)～(g)に該当しないこと。
- (i) 本公募の選定委員会委員が属する法人及びその法人の関係会社に該当しない者。又は、JST が利害関係者でないと判断した者。
- (j) ISO/IEC27701 又は JIS Q 15001 に準拠していること。
もしくはプライバシーマーク(Pマーク)の認証の取得、又は同等の個人情報保護管理を実施していること。同等の個人情報保護管理とは、プライバシーポリシーが制定され、個人情報保護に関する実施管理、教育、内部監査が文書化された手順により実施していることを言う。

- (k) 日本国内に拠点を有する法人であること。
- (l) ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に準拠した管理、又は同等の情報セキュリティ管理を実施していること。
同等の情報セキュリティ管理とは、情報セキュリティ方針が制定され、情報セキュリティ管理体制が構築され、リスクアセスメント、リスクアセスメントに基づく管理策、内部監査、教育を文書化された手順により実施していることをいう。
- (m) 安定性のある財務的基盤を有する者及び経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※(i)の「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社のこと。

複数の法人で応募する場合には、応募者に求める要件は以下の通り取り扱う。

- (a)、(b)、(d)～(j)、(l): 構成する複数の法人それぞれが要件を満たすこと。
- (c)、(k): 構成する複数の法人のうち、代表法人を含む1以上の法人が要件を満たすこと。
- (m): 構成する代表法人が要件を満たすこと。

6. 事業内容

(1) コンテンツ提供サービス事業

利用を許諾したデータについて、以下に挙げる必須サービスの実施、並びに発展型コンテンツ提供サービスへ期待する点等をできる限り考慮し、また取り入れる等し、データの利用価値を高めつつ、顧客にとって有意義であり、満足できる高付加価値なコンテンツ提供サービスを実施すること。なお、事業実施上の基本的事項の詳細は別紙2を参照のこと。

① 共通的情報基盤サービス(必須)

現行のコンテンツ提供サービスの維持・継承を目指すもの。以下に例示するサービス等の安定的な実施、適切な品質及び信用の継続等。

- ・文献検索サービス(JDreamⅢ検索サービス:クイックサーチ・アドバンスドサーチ他)
- ・最新文献情報の配信サービス(SDIサービス・文献速報サービス)
- ・研究者探索サービス(JDream Expert Finder)
- ・医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス(JDream SR)
- ・技術戦略の分析・可視化サービス(JDream Innovation Assist)
- ・辞書販売、その他のデータ販売 等

② 発展型コンテンツ提供サービス(期待する点等)

- ・生成 AI 技術を活用したデータの新たな利用価値や顧客体験等の実現
- ・ビッグデータ解析や自然言語処理等の先進技術の活用
- ・JST が実施している情報サービス(例えば J-GLOBAL)との連携

- ・特許情報やビジネス情報等、JST が提供するコンテンツ以外との連携
- ・既存の JDreamⅢのサービスモデルの拡充や顧客ニーズへの対応や配慮
- ・60 年以上蓄積された膨大な文献データを活用した、分析・可視化サービス
- ・科学技術分野の用語が体系的に整理されたシソーラス辞書の新たな活用
- ・民間の知見を生かした効果的なマーケティング活動やサービスの企画立案・実施
- ・顧客層や利用機会の拡大を目的とした、販売ネットワークの活用や地域に即した顧客開拓、顧客のニーズに即したサービスの実施
- ・民間事業者のコストに対する経営管理の知見や ICT 技術の活用等による、事業コスト削減、効率的・効果的な収益増のための事業体質の構築
- ・研究開発活動の活性化に繋がる効果的な仕組みやサービスの実施
- ・信頼性の高いコンテンツを活用した公共性の高い活動やサービスの実施

(2) 事業の基本的な考え方

事業実施にあたっては原則として、以下の考え方を遵守すること。なお、本事業の趣旨に即した柔軟な対応を妨げるものではない。

- ・公共性：本事業が公共性を有することを認識し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重すること。
- ・公平性：顧客や本事業関係者が公平な取扱いを受けること。
- ・利便性：ユーザーフレンドリーで質の高いサービスを提供すること。
- ・安定性：社会経済情勢を踏まえ、長期にわたり安定的な事業運営構造とすること。
- ・適正な顧客負担：合理的な事業運営費に基づき、顧客負担水準が適正であること。

7. 事業実施の条件

本公募の応募者は、以下に示す事業実施の条件について了承すること。

(1) データの利用

JST は事業者に対して、契約に基づき自らが保有している、もしくは利用権を有している保有データの著作権利用許諾を行う。利用許諾を受けた事業者は、関係法令等並びに契約により定められた条件に基づき、データを事業実施において利用することができる。

利用できるデータ、遵守すべき法令等については、「別紙1」を参照のこと。また、「(3) データの AI 利用」についても参照のこと。

利用できるデータは出版社等の発行者と JST との交渉・契約の内容等に基づくため、JST は必要に応じて利用を制限し又は利用を一時的に停止させることができる。

なお、オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえ、データは JST が運営する科学技術総合リンクセンター(J-GLOBAL)で行う文献情報サービスでも提供する。J-GLOBAL は文献、化学物質、特許、研究者等の科学技術情報を体系的に整備し、領域横断的につなぎ合わせて無料で提供している情報検索サイトである。文献情報に関しては書誌デ

ータを中心に提供しているが、平成 20 年 4 月以降収録分においては、書誌データに加えて抄録・索引等、本公募にて利用許諾を行うデータと同等のデータを、原則として、本事業における JST から書誌データ提供時点から 6 ヶ月経過した後に公開している。

(2) データの収集・作成方針

データは、科学技術分野の日本国内外の資料に基づき作成している。国内誌として、ジャーナルや学協会誌等の定期刊行物や会議録は網羅的な収集に努めており、約 64 万記事／年(令和 6 年度)の文献情報データを作成している。

また、外国誌については、主要なジャーナルを中心にメタデータを活用し、約 204 万記事／年(令和 6 年度)を作成している。

国内誌については、令和 9 年度より概要文章について機械処理を導入する予定であり、外国誌については、長年 JST が蓄積した大量のコーパス(文章での日英対訳文)及び辞書を活用した機械翻訳にて作成した翻訳抄録と英文抄録を併記している。

索引は自動索引によりデータ作成件数を増強しており、令和 9 年度より導入の拡充を予定している(人手作業対象も一部併存する)。また、上記に加え、中国発行資料については、約 16 万記事／年(令和 6 年度)作成している。

データベースは、「別紙 1 1.JST が提供する文献情報等のデータ」のとおりファイル別に作成している。また、文献情報以外のデータベースも作成している(詳細は「別紙 1」を参照のこと)。

今後のデータ収集・作成方針として、国内誌は引き続き網羅的な収集に努め、データベースへの収録を継続するとともに、外国誌は対象誌を拡大することを検討する。なお、国からの予算措置等の状況によっては、方針や収集・作成内容が影響を受けることがある。

(3) データの AI 利用

本事業で利用可能なデータ(国内誌、外国誌問わず)のうち、AI の利用ができない等の制限されたデータがある。

本公募以降も出版社等との契約等を進め拡充を図る方針であるが、すべてのデータが事業期間内に AI 利用が可能となることを保証するものではないことに留意すること。

AI の利用が可能な資料の概況は以下のとおり(令和 6 年度収録件数)

国内誌: 利用可能な誌数 11,750 誌のうち約 42%程度

外国誌: 利用可能な誌数 8,800 誌のうち約 26%程度

(4) 事業実施システム

本事業は、日本国内に設置のシステムで実施すること。但し、データの保存性、災害対策等からバックアップ用のデータセンタが海外にあることが望ましい場合はこの限りではない。また、システムについては、「別紙 2 3.情報セキュリティ」に記載の内容を遵守のうえ、運用すること。

(5) 商標・新サービスの名称

本事業を実施するにあたり、事業者は JST が保有する「JDream」に係る関係商標（登録商標の概要は「別紙1」を参照のこと）を利用することができ、事業者の申請に基づき協議し決定する。JST 及び事業者は合意に基づき、JST から当該事業者以外の本事業に関わる者に商標の利用を許諾できるものとする。

本事業の実施において事業者が使用した新たなサービス名称について、本事業の終了後に JST 及び JST が指定する者が利用できるよう措置するものとする。

(6) 共通的情報基盤サービス

共通的情報基盤サービスは、これまでの本事業にて実施されたサービスであり、引き続き安定的に実施され、適切なサービス品質及び信用の継続等を実現すること。特にこれまでの顧客体験や満足度を損なわないように留意すること。

サービスの実現・実施においては、次に挙げるサービス継承のあり方を踏まえること。また、各サービスの実施内容等については、サービス仕様書等（サービス仕様書、要件定義書、基本設計書のうち、第3期事業者から承継したもの）を満たすこと。

- ① 従来と大きな変更無しに実施するサービス（共通的情報基盤サービス A）
 - (ア) 文献検索サービス(JDreamⅢ検索サービス:アドバンスサーチ)
 - (イ) 最新文献情報の配信サービス(SDI サービス)
- ② サービス仕様書等を満たす範囲で実施内容等を変更してもよいサービス(共通的情報基盤サービス B)
 - (ア) 文献検索サービス(JDreamⅢ検索サービス:クイックサーチ他)
 - (イ) 最新文献情報の配信サービス(文献速報サービス)
 - (ウ) 研究者探索サービス(JDream Expert Finder)
 - (エ) 医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス(JDream SR)
 - (オ) 技術戦略の分析・可視化サービス(JDream Innovation Assist)
 - (カ) 辞書販売、その他のデータ販売 等

(7) 事業者の収入

事業者は、JST よりデータの利用許諾を受け、コンテンツ提供サービスとして直接顧客に有償で提供することができる。詳細は「別紙1 4.利用可能なデータの許諾例について」を参照すること。なお、利用料金体系は、本事業の趣旨及びこれまでのコンテンツ提供サービス内容に鑑みて、事業者が定めるものとする。

(8) データの利用許諾に対する対価

本公募に係る上記のデータの利用許諾に対する対価（消費税等込み）を「データ利用料」といい、固定額で定められた「固定ロイヤリティ」と利益に応じて変動する「変動ロイヤリティ」で構成される。優先交渉権者決定後、事業者は JST との協議を踏まえてこれを決定し、JST に支払う。

なお、データ利用料の最低基準は以下のとおりとする。

【データ利用料の最低基準】

- ・単年度の固定ロイヤリティ： 130,000,000 円
- ・変動ロイヤリティの計算式： 利益[※] × 50% - 固定ロイヤリティ

※利益(総額)とは、各事業年度における事業者の本事業の売上合計額から原価及び本事業の実施に要する一切の費用を差し引いたものをいう。

なお、費用には固定ロイヤリティを含まない。

固定ロイヤリティ、変動ロイヤリティについては、事業開始後、事業の状況、JST が設置する有識者委員会の意見、及び、JST の見解等を踏まえ、事業者と JST と合意の上で調整することができる。

(9) 補完事業者

事業者は本事業において、効果的・効率的な実施の為に、請負業者に協力や委託等を行うことができる。このような事業者を補完する協力実施者あるいは共同企業体や特定目的会社の構成員等を補完事業者という。

① 補完事業者の事業

本事業に関して事業者が協力等を求める補完事業者は事業者の本事業の範疇で活動するものとし、補完事業者の行為は、全て事業者の行為と見なし、事業者がその責任を負うこととなる。また、補完事業者の活動及び利用できるデータは、出版社等の発行者と JST との交渉・契約の内容等を満たす範囲でなければならない。

② 補完事業者の選定

事業者は補完事業者を自ら選定する事ができる。また、JST は本公募以後に行う本事業の拡充に係る公募(2 次公募・予定)において、技術補完者(仮称)を募集・選定することができ、事業者はこの選考活動に協力するものとする。

(10) 顧客情報等の管理

「6.(1)①共通的情報基盤サービス」を提供する場合は、定められた条件のもと(詳細は契約書第 21 条、第 34 条等を参照のこと)、既存の顧客情報等を JST から提供する。

事業者は、JST から提供された既存の顧客情報及び「6.(1)①共通的情報基盤サービス」の実施において新たに獲得した顧客情報等を契約期間中に管理し、事業終了時に JST に提供する義務を負う。

上記の他、事業者が本事業において扱うコンテンツ提供サービスの顧客情報及び口

グ情報は、JST の求めに応じて提供すること。

(11) 実施内容の改善及び見直し

事業開始後に JST と事業者との間で設置する連絡会議にて、共通的情報基盤サービスを含む全ての事業について、定期的実施状況の共有及び改善点等を議論し、事業者は両者の合意に基づいて必要な改善及び見直しを行うこと。また、JST が設置する有識者委員会の提言について、その実効性や費用対効果を検討し導入の可否を判断するとともに、有識者委員会にその結果をフィードバックすること。

なお、事業開始後に当初の提案や契約に含まれない新たな取組の実施を希望する場合は、実施に先立ち別途協議するものとする。

(12) サービスおよび事業の撤退

① 共通的情報基盤サービスのうち従来と大きな変更無しに実施するサービス(共通的情報基盤サービス A)

(ア) 文献検索サービス(JDreamⅢ検索サービス:アドバンスサーチ)

(イ) 最新文献情報の配信サービス(SDI サービス)

原則、サービスの終了及び事業者の撤退を認めない。

ただし、予見困難な事由(天災地変、騒乱、疫病、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、その他本契約締結時において予見し得なかった事由等)、本事業・本契約の目的を達成することが困難となったときを除く。

② 共通的情報基盤サービスのうち実施内容等を変更してよいサービス(共通的情報基盤サービス B)、および発展型コンテンツ提供サービス

実施内容の変更は、原則、サービス仕様書もしくは要件定義等を満たす範囲とする

(ア) 文献検索サービス(JDreamⅢ検索サービス:クイックサーチ他)

(イ) 最新文献情報の配信サービス(文献速報サービス)

(ウ) 研究者探索サービス(JDream Expert Finder)

(エ) 医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス(JDream SR)

(オ) 技術戦略の分析・可視化サービス(JDream Innovation Assist)

(カ) 辞書販売、その他のデータ販売 等

(キ) 発展型コンテンツ提供サービス

原則、継続を前提とする。

ただし、やむを得ない事由により、以下 a.~d.を全て満たす場合のみサービスの終了を可能とし、全てのサービスの終了が完了した場合に限り、事業者の撤退を可能とする。

- a. 正式リリースからの経過期間(1年)
- b. サービス赤字が一定期間継続(1年)に改善等が見込めない
- c. 他者への移管によるサービス継続ができない
- d. サービス停止告知からの猶予設定(6ヶ月)

8. 報告

JSTと事業者との間で連絡会議を設置し、定期的に事業の実施状況を報告する。詳細は「別紙2 1.(2)事業実施について」、及び「2.計画書・報告書」を参照のこと。なお、有識者委員会が必要とする場合、事業者は事業やサービスについて報告を行うこと。

9. 納品物

事業運営関連書面、年度事業運営計画書、四半期報告書、中間報告書、最終報告書、計算書類、サービス仕様書等。

詳細は「別紙2 2.計画書・報告書」を参照。

10. 支払処理

データ利用料のうち固定ロイヤリティは、契約金額の各年度分の十二分の一の額を、令和9年度以降契約期間中の毎月、JSTが指定する口座に支払うこと。変動ロイヤリティの支払期日及び額の精算に係る確認日程等※は別途協議の上定める。

※収支結果報告について、報告内容をJSTが適正と認めた時に変動ロイヤリティが確定し精算を行うものとする。

※収益結果報告について、翌事業年度の5月中旬までに計算書類(本支払い処理に係る会計帳簿及び信憑書類)を整備し、6月末までに機構の確認を受ける。

11. 知的財産の帰属

詳細は別途契約書に定めるとおり。

12. 担当部署

国立研究開発法人科学技術振興機構
情報企画部情報資産企画グループ 公募担当
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ
E-mail:jouhou-koubo@jst.go.jp
電話:03-5214-8444、FAX:03-5214-8460

13. その他

本公募の応募者は、応募内容に関するすべての情報は、正確かつ完全であり、重要な誤記または遺漏はないことを保証するものとする。

本仕様書に定められた以外の事項で生じた疑義、本仕様書等の解釈に関して生じた疑義については、JSTと協議を行い解決すること。

JST が提供可能なデータ及び JST が保有する商標

1. JST が提供する文献情報等のデータ

JST が提供する対象データは以下のとおり。JST の意向によりデータ内容及び提供方法に変更が発生する場合がある。変更が生じる場合は、事前に連絡の上行うこととする。なお、以下の表中に記載する更新頻度及び年間件数は、あくまで目安であり、機構としてこれを約束するものではない。

(1) 文献情報データベース(JST 系ファイル)

ファイル名	収録情報	収録年代 (更新頻度)	収録件数 (年間件数)
JSTPlus	日本国内外発行の資料から科学技術(医学を含む)全分野に関する文献情報を収録。	1981年4月～ (月4回)	約4,590万件 (約250万件)
JMEDPlus	日本国内発行の資料から医学、薬学、歯科学、看護学、生物科学、獣医学等に関する文献情報を収録。	1981年4月～ (月4回)	約1,210万件 (約53万件)
JST7580	日本国内外発行の資料から科学技術全分野に関する文献情報を収録。現在は更新なし。	1975～1980年 (更新なし)	約214万件 (—)
JST5874	日本国内外発行の資料から科学技術全分野に関する文献情報を収録。現在は更新なし。	1958～1974年 (更新なし)	約406万件 (—)
JSTChina	中国国内で発行される科学技術資料に掲載された文献情報を収録。2007年サービス開始。現状は無料ファイルとして提供。	1981年4月～ (月2回)	約520万件 (約16万件)

※1 収録件数は令和7年3月末時点

※2 JSTPlusとJMEDPlusでは約398万件が重複記事(年間約16万件の重複記事)。

※3 JSTChina及びJST5874は無料にて提供すること。またJSTChinaについては、SciencePortalChina経由でも提供すること。

※4 JSTPlus、JMEDPlus、JSTChinaとJST7580、JST5874は索引されるシソーラスが異なる。

※5 「1. JST が提供する文献情報等のデータ」で示したJST作成の文献情報データベースに収録されている資料については、以下のサイトから確認することが可能である。

<https://jdream3.com/guide/material/>

※6 データは、JST指定フォーマットで提供する。

【補足1】

文献情報データベースの特徴

日本国内で発行される科学技術関係の定期刊行物をほぼ網羅しており、その内訳は、学協会が発行する各種資料(学術誌・学会誌、会議要旨集等)が資料数で5割程度、記事数で7割強となっている。また、企業・商業出版社が発行する資料の割合は1割程度、記事数では1割程度となっている。

外国誌については、令和元年より、海外出版社との契約に基づくメタデータのライセンス提供を受け、文献データを作成している。令和7年は30社と契約している。

【補足2】

文献情報データ作成の変遷

	日本国内資料	日本国外資料
～平成27年度	著者抄録の利用、人手による作成	人手による作成
平成28年度～29年度		一部に機械翻訳、自動索引を導入
平成30年度～令和元年度		原則機械翻訳、一部自動索引
令和2年度～	一部に自動索引を導入	機械翻訳、自動索引を全面導入
令和9年度(予定)～	自動索引の導入を拡充 概要文章について機械処理を導入	

(2) 文献情報データベース(プレプリントサーバファイル)

国内外のプレプリントサーバに収録された文献データを収集し、JSTが機械翻訳、索引を付与したデータ。

ファイル名	収録情報	収録年代 (更新頻度)	収録件数 (年間件数)
PREPRN	国内外のプレプリントサーバに収録されたプレプリントファイル情報(査読を通過していない論文)を収録。現状は無料ファイルとして提供。	(隔週)	約182万件 (約31件)

※1 収録件数は令和7年3月末時点。なお、年間件数は新規と更新分の合計となる。

※2 PREPRNは無料にて提供することが前提となる。

※3 PREPRN収録のプレプリントサーバは、arXiv、bioRxiv、medRxiv、Jxivとなる。

※4 PREPRN収録データの利用は、各プレプリントサーバの利用条件に従う。

※5 データは、JST指定フォーマットで提供する。

(3) 文献情報データの作成予定

内容	令和 6 年度収録件数 (実績値)	令和 7 年度収録件数 (予想値*)
収録資料	外国誌: 定期刊行物 8,800 誌 国内誌: 定期刊行物 10,500 誌 報告書等 1,250 誌 JSTChina 対象誌: 1,050 誌	外国誌: 定期刊行物 9,000 誌 国内誌: 定期刊行物 10,500 誌 報告書等 1,250 誌 JSTChina 対象誌: 1,470 誌
書誌データ	外国誌: 書誌 2,042,000 件 国内誌: 書誌 638,000 件 JSTChina 対象誌: 書誌 158,000 件	外国誌: 書誌 2,000,000 件 国内誌: 書誌 652,000 件 JSTChina 対象誌: 書誌 220,000 件
抄録、索引 データ	外国誌: 抄録 2,042,000 件 索引 2,042,000 件 国内誌: 抄録 217,000 件 索引 594,000 件 JSTChina 対象誌: 抄録 158,000 件 索引 158,000 件	外国誌: 抄録 2,000,000 件 索引 2,000,000 件 国内誌: 抄録 203,000 件 索引 541,000 件 JSTChina 対象誌: 抄録 220,000 件 索引 220,000 件

(*) 予想値であり件数は変動する。

※ 収録資料は変更がある。

2. JST 作成の文献情報以外のデータ

(4) 化合物データベース

ファイル名	収録情報	収録年代 (更新頻度)	収録件数 (年間件数)
JCHEM	有機低分子化合物データベース。化学物質の商品名、治験番号、体系名、化合物辞書番号、分子式等の情報を収録。現状は無料ファイルとして提供	月 1 回	約 381 万件 (約 1.1 万件)

※1 収録件数は令和 7 年 3 月末時点

※2 データは、JST 指定フォーマットで提供する。

(5) JST の辞書等

上記で提供する文献情報等の他、以下の辞書等を機構より貸与する。

ファイル名	収録情報	収録件数	更新データ提供頻度
2024JST シソーラス	JST シソーラス用語の見出し語、階層関係等を収録	日英見出し語 113,080 件 日英RT関係語 103,278 件 日英NT関係語 438,371 件 日英BT関係語 438,371 件	2、3 年に 1 回
1978JST シソーラス	7580 ファイルのシソーラス。見出し語、階層関係等を収録	78見出し語 35,497 件 78NT関係語 58,236 件 78BT関係語 70,355 件 78UF関係語 5,069 件 78USE関係語 5,069 件	なし
大規模辞書	用語同士の関係(同義語情報及び、上位語・関連語となるシソーラス用語情報)を収録 (JST シソーラス、日本化学物質辞書の名称を一部含む)	語情報 1,184,391 件 同義語 ID 情報 252,500 件	年 48 回(およそ週 1 回)
日本語異表記辞書	原則として同じ意味をもつ、同音異表記の組合せを収録	419,557 件	年 48 回(およそ週 1 回)
機関名辞書	文献情報等より抽出した機関名とその表記ゆれの一覧を収録	機関名情報 342,423 件 機関名リンク情報 5,959 件	不定期(更新の都度)
分類コード一覧	文献情報作成時に付与している、分類コード及びその名称、スコープの一覧を収録	4,212 件 ※JSTChina で使用される、先頭が“V”のコードを含まない件数	なし
MeSH 対訳辞書 (日本語 MeSH)	MeSH 用語に対応する日本語訳 (MEDLINE ファイル作成時に機構にて付与している)の辞書	Descriptor 64,885 件 Qualifier 76 件	年 1 回 12 月末～1 月頃提供
編別分類表	科学技術文献速報を作成するための編及び対応する分類コードの一覧を収録	4,165 件	なし
引用情報	JST 作成引用 NIICJP 引用 JLC/書誌同定 dump データ中の引用データレコード数。重複排除及び整理番号有りのみを抽出した件数。	146,880,358 件 (内 JaLC 引用 24,255,542)	年 12 回(月 1 回)
著者 ID(JGPN)	文献の著者名を名寄せしたもの	114,441,500 (延べ著者数(名寄せ前の著者数)は、276,105,744)	隔月(2 ヶ月に 1 回)
機関 ID(JGON)	文献の著者の所属機関名を名寄せしたもの	10,861,550 (延べ機関数(名寄せ前の機関数)は、110,197,581)	隔月(2 ヶ月に 1 回)

- ※1 収録件数は令和7年3月末時点。
- ※2 データは、JST 指定フォーマットで提供する。
- ※3 JST シソーラスについて、本公募の契約期間中における改訂を予定しており、改訂版を調整の上、提供する。

<著者 ID(JGPN)・機関 ID(JGON)について>

・同定精度について

文献に記載された著者について、氏名、共著関係、出現頻度、研究内容などの情報を組み合わせ、スコア化して同定処理を実施している。同定処理により同一人物と判定した著者については、「佐藤太郎、SATOH TARO、S. Taro」のように表記が異なっても同一の ID を付与(名寄せ)している。ただし、その仕組み上、婚姻による姓の変更などの名寄せは難しく、また同姓同名など誤名寄せとなるケースもあり、精度については保証できない点に注意が必要。特に外国人著者の同定精度は低い傾向にある。

所属機関の同定精度も同様である。

・名寄せ誤りの修正について

事業者が名寄せ誤りを発見した場合は、事業者の申し出に基づき JST が都度修正を行う。ただし修正対象の著者または機関の正しい名寄せ結果(文献情報)を事業者から JST へ提供すること。

・名寄せ誤りの修正に要する期間について

名寄せ誤りの修正には通常、約2ヶ月を要する。

3. JST が提供するデータについて遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、仕様書「5.参加資格要件」の他、以下の関係法令等を遵守すること。

- ・個人情報の保護に関する法律
- ・著作権法
- ・その他関係法令等

4. 利用可能なデータの許諾例について

データの種類	利用可能な例
国内誌の書誌情報及び JST による作成抄録等	検索サービスや分析・可視化での提供 バルクデータのライセンス販売等
海外出版社等から購入した外国誌の書誌情報や著者抄録等のデータ、その他一部利用に制限があるデータ	原則として検索サービスでの提供
JST が作成したシソーラス辞書	検索サービスでの補助ツールとして提供

※国内誌及び外国誌いずれも、原則として、顧客から先の第三者提供はできない。

※今後の事業に支障があると判断される場合や、出版者との契約状況等に応じて、提供や販売等を制限することがある。

5. JST が保有する商標

JST が保有する商標の概要は以下のとおり。本事業・サービスの名称等に利用する場合は、JST と協議の上、利用について決定する。

- 第 4769986 号 JDream
- 第 4788897 号 JDream
- 第 4769987 号 JDream(ロゴマーク)
- 第 1867983 号 科学技術\文献\速報
- 第 4400051 号 科学技術文献速報
- 第 2623795 号 Bunsoku(ロゴマーク)
- 第 4713111 号 JSTPlus
- 第 4713112 号 JST7580
- 第 6647285 号 JST5874
- 第 4713113 号 JMEDPlus
- 第 5083189 号 JSTChina
- 第 6647286 号 JCHEM
- 第 6647284 号 プレプリン\PREPRN

事業実施上の基本的事項

1. 体制・事業実施

(1) 総括責任者及び事業責任者の設置

事業者は、事業の全体を総合的に把握し管理・調整を行う総括責任者、及び事業の区分ごとに総合的に把握し調整を行う事業責任者を定め、後述する各種計画書に関する承認を得る前までに、JST の承認を得ること。また、当該内容は年度事業運営計画書にも明記すること。総括責任者及び事業責任者を変更した場合も同様とする。なお、総括責任者並びに事業責任者は、本件事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で選出すること。また、各々が担うべき役割を確実に行うことができる限りにおいて、総括責任者と事業責任者を兼務することは可能とする。

(2) 事業実施について

事業実施にあたっては、仕様書「6.事業内容」、「7.事業実施の条件」に定めるほか、以下の項目を考慮して進めること。

① マネジメントシステムの構築

本事業を実施するために、事業者が実施する全ての事業範囲に対するマネジメントシステムを構築し、運用、改善を行うこと。また、マネジメントシステムを明確化するために、全ての事業を文書化すること。

② 人材の確保及び教育

事業遂行に必要な人材を確保し、サービスの維持、向上のために必要となる教育を行うこと。人材の異動に関しては、適切な引継ぎ期間を設け、事業に支障を来さないように円滑な移行を行うこと。

③ ユーザサポート

事業遂行に必要な仕組みや専門的な知見を有する人材を確保し、ユーザの懸案事項に対して細やかな対応ができること。また、サービス機能、申し込み・契約、請求・支払い等に関する年間 3,000 件程度の問合せに対し、速やかで適切に対応できること。

④ リスク管理計画の策定、管理

事業推進上のリスク要素を抽出し、リスク管理計画を策定するとともに、管理を行うこと。

なお、地震、火災、水害、停電、感染症蔓延等のリスクに対し、事業継続計画(BCP)対応等の観点から BCP 策定、対応組織の設置、リスク分散化(クラウド利用やテレワークの実施、社内感染拡大防止策も含む)、代替手段(バックアップ機材や交代要員等)の確保、対応資材(PC 機器、UPS、自家発電、医療資材等)の備蓄等の対策が留意されていることが望ましい。

⑤ JST とのコミュニケーションと協力等

事業者は、定期的な連絡会議等において JST とのコミュニケーションを図ること。連絡会議を含め適宜適切に、事業を実施するうえで必要となる JST への連絡、報告、調整、協議を行うこと。また JST から協力を求められた場合には、可能な限り対応の方策を検討し、協力すること。また、JST 内の各種会議体へ必要に応じて参加し、適宜、調査、報告、提案等を行うこと。

なお、「2.計画書・報告書」に定める報告書によらず、必要に応じて任意の様式で JST に報告等することができる。

⑥ 補完事業者とのコミュニケーションと協力等

事業者は、補完事業者との協働を円滑に進めるため、補完事業者との連絡、報告、調整、協議等を適切に行うこと。また、事業者は、JST が必要として求める場合、事業者を通じて、または直接、補完事業者に対し事業遂行状況の質問、報告、資料の提出、及び事業所への立入等を行えるよう措置すること。

⑦ 他の事業者との協力等

事業者は、他の DB 等のサービスを運営する者と提携することができる。このような者を連携事業者という。事業者は連携事業者を自ら選定することができる。また、連携事業者の活動、サービス及び利用できるデータは出版社等の発行者と JST との交渉・契約の内容等を満たす範囲でなければならない。

⑧ 定期的な事業の見直し

事業者は、実施する事業の見直しと継続的な改善を行うために、あらかじめ事業の内容、方法等を定期的に見直す仕組みを定めること。

事業の見直し結果は、適宜マネジメントシステムに反映するとともに、必要な場合には、JST に対して、具体的な改善方法を提案すること。

⑨ 不定期・不定形な事業への対応・協力

事業者は、実施する事業に関して下記例のような不定期・不定形な事業に対応できること。

- ・提供データの不備・不足等を修正するデータメンテナンス
- ・データ仕様やデータ種の変更、データセット作成等に伴うシステム対応
- ・特例事由によるデータ非表示や削除
- ・辞書等の更新に伴うデータ・システム等の更改作業 等

(3) コンプライアンス等

① 関係法規等の遵守

事業者は、関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守するものとする。

② 情報の管理

事業者は、本事業を遂行する上で使用する情報、及び JST が提供するデータの所

在を一元的に管理し、情報の漏えいや紛失を防止すること。

③ 守秘義務

事業者は、公知の事実及び法令等により開示を求められた情報をのぞき、本事業に関連して開示を受けた又は知り得た事業運営に係る一切の情報(以下「機密情報」という。)につき最大限の注意をもって秘密を保持し、事前に JST の書面による承諾を得ることなく、本事業の目的外で使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。なお、事業者は、自社の従業員を含む当該情報を知る必要がある関係者にのみ機密情報を開示するものとし、本事業に関与しない者には、いかなる手段においても一切機密情報を開示し又は使用させてはならない。また、本件の実施完了後は、本件に関する情報を返却又は確実に破棄すること。

④ 個人情報の取扱い

事業者は、事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進

ワーク・ライフ・バランス等を推進していることが望ましい。

2. 計画書・報告書

(1) 事業運営関連書面

事業者は、下記を本契約、仕様書、募集要項等及び提案資料、その他 JST と事業者との合意等に基づき策定し、運営開始予定日の 2 ヶ月前までに、JST の承諾を得ること。

- ① 事業運営仕様書(事業の基本的な仕様を定めたもの)
- ② 事業運営マニュアル
- ③ 事業運営体制図
- ④ 事業運営計画書

【補足】事業運営計画書

事業運営計画書は、事業実施期間にわたっての下記の計画等を記したものとする。

<経営計画>

- ・事業運営計画(概要、実施体制と担当者の責任・権限、実施方法、実施内容の確認・報告方法等)
- ・収益計画
- ・JST とのコミュニケーション(文献情報提供事業連絡会議への必要な報告、調整、協議、提案等)
- ・随時及び緊急時の対応方法

<営業計画>

- ・ 営業方針、広報・宣伝方針
 - ・ 営業推進計画、広報・宣伝計画
 - ・ 営業実施体制、広報・宣伝体制、顧客サポート実施体制、苦情・要望への対応方法
- <システム運用計画>
- ・ システム運用等計画(システム改修も含む)
 - ・ サービス稼働計画

JST が、事業運営関連書面について、事業者との合意事項に従っていないと判断する場合には、事業者は、当該書類の修正を速やかに行い、JST に報告し、JST の承諾を受けること。

なお、当該修正により費用が増加する場合、当該増加費用は事業者の負担とする。また、事業者が、事業実施期間中、事業運営関連書面の内容を変更しようとする場合は、JST と協議し、あらかじめ JST の承諾を受けること。

(2) 年度事業運営計画書

事業者は、以下の事項について記載した年度事業運営計画書を各事業年度が開始する日の 2 ヶ月前までに JST に提出し、30 日前までに JST の承認を受けること。

- なお、実施体制には個人情報の取り扱いに係る管理部署・責任者を含めるものとする。
- <経営計画>
- ・ 事業運営計画(概要、実施体制と担当者の責任・権限、実施方法、実施内容の確認・報告方法等)
 - ・ 収益計画
 - ・ JST とのコミュニケーション(文献情報提供事業連絡会議への必要な報告、調整、協議、提案等)
 - ・ 随時及び緊急時の対応方法

<営業計画>

- ・ 営業方針、広報・宣伝方針
- ・ 営業推進計画、広報・宣伝計画
- ・ 営業実施体制、広報・宣伝体制、顧客サポート実施体制、苦情・要望への対応方法

<システム運用計画>

- ・ システム運用等計画(システム改修も含む)
- ・ サービス稼働計画

(3) 四半期報告書

事業者は JST に対して四半期の最終日から 10 営業日以内に、年度事業運営計画書に記載した以下の事項について報告を行うこと。

<経営状況> 事業実施計画、収益計画の達成状況等

＜営業計画の実施状況＞ 営業推進計画、広報・宣伝計画の達成状況等

＜システム運用計画の実施状況＞ システム運用等計画の達成状況等

報告内容は報告する当該四半期までの累積等とし、年度当初又は前四半期(との増減差分を付記する体裁とする。なお、四半期は下記に定める期間と定義する。

本事業における四半期の定義と報告内容

第1四半期: 4月～6月 (報告内容: 第1四半期、年度当初からの増減差)

第2四半期: 7月～9月 (報告内容: 第1～第2四半期、第1四半期からの増減差)

第3四半期: 10月～12月(報告内容: 第1～第3四半期、第2四半期からの増減差)

第4四半期: 1月～3月 (報告内容: 第1～第4四半期、第3四半期からの増減差)

(4) 中間報告書

事業者は、原則として、令和12年3月末の時点で、本事業の実施状況の確認や評価のための報告書を報告する。報告内容等はJSTが指定する。なお、JSTが本事業の実施状況や定期的な報告等に鑑みて中間報告書を不要と判断する場合は事前に通知するものとする。この場合、事業者は本報告を要しないこととする。

(5) 最終報告書

事業者は、令和14年3月末の時点で、本事業の実施状況の評価のための報告書を報告する。報告内容については、JSTが指定する。

3. 情報セキュリティ

(1) 情報セキュリティ対策

システムの脆弱性等に対する対策・措置を適切に講じて、システムの正常稼動を維持するための環境を整備し、運用する。具体的には、下表に示すような項目について対処すること。

項目	内容
1. 情報セキュリティ管理体制	情報セキュリティを維持・管理するための人員と権限・責任が明確に定められており、体制を維持管理する。
2. 情報セキュリティに関する管理プロセス規定(セキュリティポリシー規定)と法令基準	情報セキュリティの維持に関する規則や手順を文書化し、それに準拠する。また、事業で必要となる既存の法律・基準・規約・制度にも準拠する。システムが稼働するデータセンタについては、日本国内法を適用すること。
3. 外部からのセキュリティ脅威に関する対策	外部からのセキュリティ脅威に関する対策について、考えられる策を講じるとともに、問題が発生した場合(及び発生したと考えられる場合)には早急に対応策・追加の改善策を講じる。
4. システムの脆弱性に関する対策	採用されている技術や仕組み、システムそのものに関する脆弱性を特定し、これに対策を講じる。また、問題が発生した場合(及び発生したと考えられる場合)には早急に対応策・追加の改善策を講じる。

項目	内容
5. システムの侵入監視に関する対策	外部からのシステムへの侵入について、常時システム内を監視し、問題が発生した場合には、その原因を特定、解決を図る仕組みを維持・管理する。
6. システムの物理的セキュリティ管理	システムの物理的な管理について、ハードウェアを安全かつ安定的・継続的に運用できる場所で維持・管理を行う。また、問題が発生した場合には、改善策を講じる。
7. ユーザ認証管理と情報管理	電子情報及び紙媒体の情報元に関して、適切なユーザ認証機能に基づいた情報アクセスの許可・制限が設定されると共に、そのシステムの人的な仕組みを維持管理する。また、情報への不適切なアクセスや情報漏えいが判明した時点で、あるべき状態へ改善すると共に、今後の改善策を講じる。
8. システム設置場所の物理的要件	システム設置場所については日本国内であり、災害リスク等への十分な対策を講じる。
9. インシデント発生時の対応	情報セキュリティインシデントの発生や兆候を発見した場合は、JST に速やかに報告すること。

また、システムを設置するデータセンタは、以下のいずれかの認証制度の認証を取得し、又は監査フレームワークに対応していることが望ましい。

① ISMAP クラウドサービスリスト

・ <https://www.ismap.go.jp/csm>

② 認証制度

・ ISO/IEC 27017 による認証取得

<https://isms.jp/isms.html>

・ JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク

http://jcispajasa.jp/cs_mark_co/cs_gold_mark_co/

・ 米国 FedRAMP

<https://marketplace.fedramp.gov/#/products?status=Compliant>

③ 監査フレームワーク

AICPA SOC2(日本公認会計士協会 IT7 号)

AICPA SOC3(SysTrust/WebTrusts)(日本公認会計士協会 IT2 号)

4. 財務会計管理

提供するサービスに関して財務・会計に関する情報を適切に管理する。

項目	事業内容	詳細
原価計算・財務データ管理	原価計算及び財務に関するデータの管理を実施する	<ul style="list-style-type: none"> データについては、JST から追跡可能な形で区分し、管理すること。 四半期報告書及び年次報告書で指定するデータを JST に提供し、JST が必要として求める書面調査及び実地調査に協力すること。

5. その他

- ・ JST が提供する文献情報を利用した商品について、JST、有識者委員会及び関連機関が無料で利用できる権限(ID・パスワード等)を、JST が指定した必要数発行すること。
- ・ 事業者が本事業を終了する場合、次に本事業を実施する機関に対する引継ぎを実施すること。引継ぎは共通的情報基盤サービスの稼働期限から事業を実施出来るよう十分な余裕をもち実施すること。